

大磯町営住宅管理条例の一部を改正する条例

大磯町営住宅管理条例（平成10年大磯町条例第8号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、」及び「連帯保証人が連署する」を削り、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第17条第1項中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

第18条第3項中「又は損害賠償金」を「、損害賠償金その他町営住宅に係る債務」に改め、同条第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の規定を適用する場合において、なお不足額があるときは、入居者は直ちにこれを納付しなければならない。

第41条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第45条中「第11条第5項」を「第11条第4項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第11条の規定は、施行日以後に町営住宅に入居する者に係る入居の手続について適用し、施行日前に町営住宅に入居した者に係る入居の手続については、なお従前の例による。

（準備行為）

3 この条例による改正後の規定による町営住宅に入居する者に係る入居その他の必要な手続及び行為は、施行日前においても行うことができる。

令和2年2月13日提出

大磯町長 中 崎 久 雄